

第1 全般の留意事項

1 はじめに

(1) 集団指導の受講にあたって

①はじめに

介護保険制度は、高齢化が進む社会において、家族の介護負担を軽減し、介護を必要とする方を社会全体で支えることを目的に2000年に創設されました。現在、サービス事業所に支払われる介護給付費は、被保険者が納付した保険料（50%）と公費（50%：国25%、県12.5%、市12.5%）で賄われています。このため、サービス事業所には、介護保険制度の仕組みを十分に理解し、常に利用者の立場に立ったサービス提供が求められています。

また、本市には、利用者及びその家族等から、「サービスの利用に関し、サービス事業所から事前（もしくは事後）の説明がない」、「説明が不十分である」という趣旨の苦情が少なからず寄せられています。各サービス事業所におかれましては、今一度、**介護保険制度についての理解を深め、利用者に寄り添った対応**をしていただくようお願いいたします。

②冊子の活用について

この冊子は、事業所のサービスの質の向上及び不適正な介護報酬請求の防止を目的に作成しています。対象サービスの取扱いや介護報酬請求の内容、制度改正の内容等について、**過去の指導例を中心に作成している**ため、内容を確認の上、日々の業務に活用してください。

ア 構成について

項目	対象サービス
第1 全般の留意事項	全サービス事業所
第2 サービス別留意事項	
1 共通事項	対象のサービス事業所
2以降 各サービス	各サービス事業所
参考 問合せ先一覧	全サービス事業所

全サービス事業所及び複数事業所が対象の事項については、各題目の下に「★対象サービス」を記載していますので、担当サービスが含まれている事項について確認をお願いします。

イ 留意事項

- ・報酬に関する事項には、根拠法令を原則省略名で記載しています。正式名称は目次の次ページ「根拠法令一覧表」を御覧ください。
- ・ホームページに記載内容の概要を説明した音声データを添付しました。必要に応じて活用してください。

(2) 介護サービス事業者の責務とは

- ・利用者の**意思及び人格を尊重する**とともに、介護保険法及びこれに基づく命令を遵守し、利用者のために忠実に職務を遂行すること。
- ・利用者の心身の状況等に応じて**適切なサービスを提供**すること。
- ・その提供する**サービスを自ら評価する**ことなどによって常に事業運営の向上に努めること。
- ・事業者は、従業者に対し、**その資質の向上のための研修の機会を確保し、計画的に研修を実施する等の措置を講ずる**こと。

(参考) (居宅サービスの場合) 介護保険法第 73 条、第 74 条、静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 3 条

(3) 指定基準とは

介護保険サービスは、サービス種類ごとに定められた事業運営のために必要な基準(指定基準)を満たすものとして指定(許可)を受けた介護サービス事業者が提供することとされています。

指定基準は、各サービスの事業がその目的を達成するために必要な**最低限度のサービス内容、提供方法等を定めたもの**であり、サービス提供の前提となる**人員基準、設備(施設)基準**と、サービス提供の方法等についての**運営基準**の3つの基準があります。

介護サービス事業者は、これらの基準において、**常に事業運営及びサービスの質の向上に努めるよう義務付けられているとともに、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することが求められています。**

また、指定の有効期間は6年間で、その都度指定の更新を受ける必要があります。